

平成 29 年度 9 月補正予算案等の概要

I 補正予算案について

6月補正予算編成後の状況の変化を踏まえ、早急に対応する必要がある事業について、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出補正予算案の概要

(1) 会計別予算額

(単位:億円、%)

会計別	前回までの 累計額	9月補正予算額	9月現計予算額	(参考) 29年度9現/ 28年度9現
一般会計	19,403.64	0.77	19,404.41	96.3
特別会計	12,257.84	—	12,257.84	98.2
企業会計	1,086.63	—	1,086.63	100.3
計	32,748.12	0.77	32,748.89	97.2

(注)計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

(2) 一般会計の財源内訳

(単位:億円)

款別	前回までの累計額	9月補正予算額	9月現計予算額
繰越金	0.10	0.77	0.87
その他	19,403.54	—	19,403.54
計	19,403.64	0.77	19,404.41

(注)計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 補正予算案の主な内容

- 県民ホール本館電気設備改修工事費 3,200 万円

改修工事に伴い休館している県民ホール本館(横浜市中区)において、使用する電力に見合った電気幹線に更新するため、休館期間中に合わせて既設電気幹線の一部改修工事を行う。

[県民局くらし県民部文化課長 電話 045-210-3800]

⑧○ 津久井合同庁舎埋蔵文化財発掘調査費 4,513 万円

【債務負担行為の設定】 期 間 平成 29 年度～平成 30 年度
限度額 1 億 5,045 万円

津久井合同庁舎新築工事予定地(相模原市緑区)において、試掘調査を実施したところ、埋蔵文化財が発見されたため、文化財保護法に基づく発掘調査を実施する。

[県土整備局事業管理部県土整備経理課長 電話 045-210-6070]

⑧○ 高津合同庁舎借上事業費

【債務負担行為の設定】 期 間 平成 29 年度～平成 59 年度
限度額 12 億 7,088 万円

老朽化した高津合同庁舎(川崎市高津区)について、公民連携手法(PPP)の活用により県費負担実質ゼロで再整備し、再整備後の民間複合施設の一部を県が賃借するため、債務負担行為を設定する。

[総務局総務室管理担当課長 電話 045-210-2122]

II 条例案等について

1 条例案等の内訳

区 分	提案件数
条 例 の 改 正	7 件
工 事 請 負 契 約 の 締 結	3 件
指 定 管 理 者 の 指 定	1 件
そ の 他	2 件
計	13 件

2 各条例案等の概要

【条例の改正】

○ 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

不動産特定共同事業法の一部改正等に伴い、小規模不動産特定共同事業の登録申請手数料等を新設するため、所要の改正を行う。

[総務局財政部財政課副課長 電話 045-210-2251]

○ 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例の一部改正に伴い、新設する手数料を収入証紙により徴収するため、所要の改正を行う。

[総務局財政部財政課副課長 電話 045-210-2251]

○ 神奈川県県税条例の一部を改正する条例

地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）を活用し、家庭的保育事業等の用に直接供する家屋の取得に係る不動産取得税の軽減措置を拡大するなど、所要の改正を行う。

[総務局財政部税制企画課長 電話 045-210-2300]

○ 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人（1法人）を新たに指定するなど、所要の改正を行う。

[県民局くらし県民部NPO協働推進課長 電話 045-210-3700]

○ 神奈川県産科等医師修学資金貸付条例及び神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例

県内病院等に従事する産科等医師及び地域医療医師の確保において、県内医科大学への進学者に対する修学資金貸付を県内出身者に限るなど、所要の改正を行う。

[保健福祉局保健医療部医療課長 電話 045-210-4860]

○ 食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の一部を改正する条例

(P5参照)

野生鳥獣を食肉（ジビエ）として利用するにあたり、移動式の解体処理車における食肉処理の衛生確保を図るため、「自動車を利用して行う営業」に食肉処理業を規定するなど、所要の改正を行う。

[保健福祉局生活衛生部生活衛生課長 電話 045-210-4930]

○ 神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

県立高校改革実施計画に基づき、三浦臨海高等学校と平塚農業高等学校初声分校を再編・統合し、新たに三浦初声高等学校を設置するため、所要の改正を行う。

[教育局総務室県立高校改革担当課長 電話 045-285-1011]

【工事請負契約の締結】

	名 称	工 事 の 場 所	工 事 請 負 金 額
①	本庁舎耐震補強工事請負契約	横浜市中区日本大通 1	7億6,464万円
②	一般県道上粕屋厚木第二東海自動車道接続区間新設橋梁（上部工）工事（その1）請負契約	伊勢原市上粕屋地内	8億2,081万6,092円
③	相原高校新築工事（建築－第3工区）請負契約	相模原市緑区橋本台 四丁目1711番1	6億8,331万9,585円

① [総務局財産経営部施設整備課長 電話 045-210-2550]

② [県土整備局道路部道路整備課長 電話 045-210-6420]

③ [教育局行政部教育施設課長 電話 045-210-8061]

【指定管理者の指定】

施設の名称	指定管理者候補		指 定 期 間
	名 称	主たる事務所の所在地	
大船フラワーセンター	アメニス大船フラワーセンターグループ	東京都港区三田四丁目7番27号	H30.4.1～H35.3.31

[環境農政局農政部農政課長 電話 045-210-4401]

【その他】

○ 地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款の変更について

地方独立行政法人神奈川県立病院機構が、県から承継した資産の一部を譲渡したこと等に伴い、定款を変更する。

[保健福祉局保健医療部県立病院課長 電話 045-210-5040]

○ 平成28年度神奈川県公営企業決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、決算の認定を受けようとするもの。

[企業庁企業局財務部財務課長 電話 045-210-7030]

3 関係資料

食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 目的

鳥獣被害対策の一環として、移動式の解体処理車で野生鳥獣の捕獲現場付近まで駆けつけ捕獲個体を収集することで、地域住民が野生鳥獣を処分する負担の軽減を図り、さらに、食肉（ジビエ）として利用する取組が進められている。

そこで、捕獲した野生鳥獣を食肉（ジビエ）として利用するにあたり、移動式の解体処理車における食肉処理の衛生確保を図るため、「自動車を利用して行う営業」に食肉処理業を新たに規定し、その施設基準の設定を行う必要があることから、所要の改正を行う。

(2) 内容

条例第3条に規定する「自動車を利用して行う営業」の施設基準について、次の事項を定める。

ア 「自動車を利用して行う営業」として新たに食肉処理業を規定する。

イ 野生鳥獣を自動車を利用して解体処理するにあたり、衛生上必要な設備等について規定する。

(ア) 耐水性材料で作られた処理室等

(イ) 冷蔵設備、荷受設備並びに血液及び汚水の貯留設備

(ウ) と体、枝肉、器具等を洗浄するための流水式洗浄設備

(3) 施行期日

平成29年11月30日

問合せ先

(条例の内容について)

保健福祉局生活衛生部

生活衛生課長

廣武 電話 045-210-4930

食品衛生グループ

宮崎 電話 045-210-4940

(野生鳥獣に関する施策について)

環境農政局緑政部

自然環境保全課長

山田 電話 045-210-4301

野生生物グループ

小沼 電話 045-210-4319

問合せ先

I 補正予算案について

神奈川県総務局財政部財政課

副課長 武川 電話 045-210-2251

課長代理(予算調整担当) 黒岩 電話 045-210-2252

II 条例案等について

神奈川県政策局総務室

企画調整担当課長 篠原 電話 045-210-3012

企画調整第一グループ 山下 電話 045-210-3022